

伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日をもって伊佐北始良環境管理組合を脱退すること及び同法第289条の規定により、これに伴う財産処分を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出  
霧島市長 中 重 真 一

（提案理由）

令和5年3月31日をもって本市が伊佐北始良環境管理組合を脱退すること及びこれに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(別紙)

伊佐北始良環境管理組合から霧島市が脱退することに伴う財産処分に関する協議書

霧島市が、令和5年4月1日から伊佐北始良環境管理組合を脱退することに伴い、伊佐市、湧水町及び霧島市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、次のとおり財産処分について協議した。

- 1 土地、建物その他設備、物品等  
全て伊佐北始良環境管理組合に帰属させる。
- 2 施設機械保全基金  
全て伊佐北始良環境管理組合に帰属させる。

3 脱退負担金

霧島市がその脱退に伴い伊佐北始良環境管理組合に対して脱退負担金を支払うに当たっては、5,200万8,302円（上記1における同組合の財産を金銭に換算した額1億9,313万5,500円のうち、本来同市に帰属すべきであった分）、3億495万2,468円（上記2における令和元年度末までの施設機械保全基金10億2,909万6,652円のうち、本来同市に帰属すべきであった分）及び令和2年度から令和4年度末までの基金積立額のうち、各年度における構成市町の運営費負担金割合按分率により算出した同市の基金積立額を合計した金額を差し引くものとする。

以上のとおり、協議決定した証として、伊佐市、湧水町及び霧島市の長はそれぞれ押印の上、各自一通を保持する。

令和 年 月 日

伊佐市長 橋 本 欣 也

湧水町長 池 上 滝 一

霧島市長 中 重 真 一